

お知らせします 2つの給付金

今年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するために「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。支給対象となる人は、必ず期間内に申請してください。

専用電話を設置しました。 臨時福祉給付金 ☎②1125
子育て世帯臨時特例給付金 ☎②1220

臨時福祉給付金

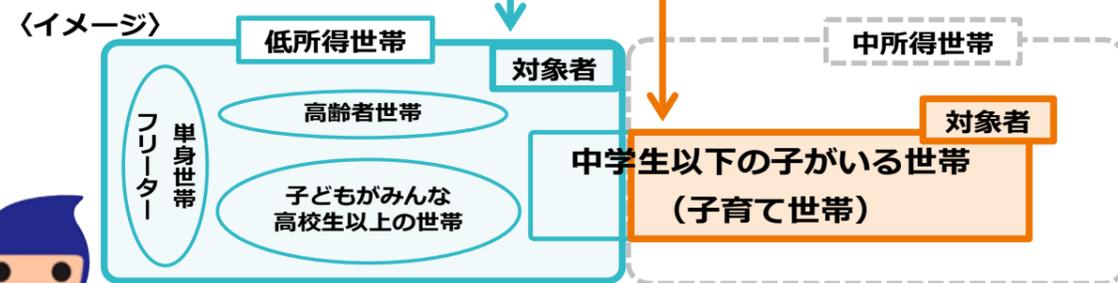
所得の低い人の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い人への負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをするため、臨時的な給付措置として実施します。



カクニンジャ

受け取ることができるのはどちらか1つの給付金じゃ！

- 共通事項**
- 申請期間 8月1日(金)～11月4日(火)
 - 申請先 臨時福祉給付金⇨福祉課
子育て世帯臨時特例給付金⇨こども課
 - ※平成26年1月1日に住民票のある市区町村が申請先となります。1月2日以降に転入した人は、転入前の市区町村に問い合わせてください。
 - 申請方法 ①郵送(窓口受付は混雑が予想されるため、郵送による申請が便利です)
②窓口(土、日、祝日を除く)
 - 申請場所 市役所1階会議室「給付金申請受付会場」
 - 受付時間 午前9時～午後5時
 - 提出書類 ①申請書(支給対象となる可能性のある人へ、7月末に郵送します)
※申請書が届いても、支給対象とならない場合があります。
※子育て世帯臨時特例給付金について公務員は勤務先から申請書が配布されます(市からは送付しません)。
②本人確認書類(運転免許証など)の写し
③振込先口座の確認書類(通帳など)の写し
④外国籍の人:在留カードまたは外国人登録証の写し

表1 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

区分	非課税限度額(年金収入ベース)	区分	非課税限度額(給与収入ベース)
单身	65歳以上 148万円	单身 93万円	
	65歳未満 98万円	夫婦 137.8万円	
夫婦	65歳以上 192.8万円	夫婦1人 168.3万円	
	65歳未満 147万円	夫婦2人 209.9万円	

平成26年度の住民税(市県民税)が課税されていない人

臨時福祉給付金支給要件

支給対象者

※次の場合は対象外です。
○住民税が課税されている人に扶養されている場合
○生活保護の受給者である場合など

支給額

1人につき1万円(1回きり)
※次の人は、1人につき5000円を加算。
○高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
○児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

問合先 対象児童1人につき1万円(1回きり)福祉課
○子育て世帯臨時特例給付金について

表2 児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安(給与収入ベース)
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

平成26年1月分の児童手当・特別給付を受給している、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

子育て世帯臨時特例給付金支給要件

支給対象者

※次の場合は対象外です。
○臨時福祉給付金の対象となる場合
○生活保護の受給者である場合など

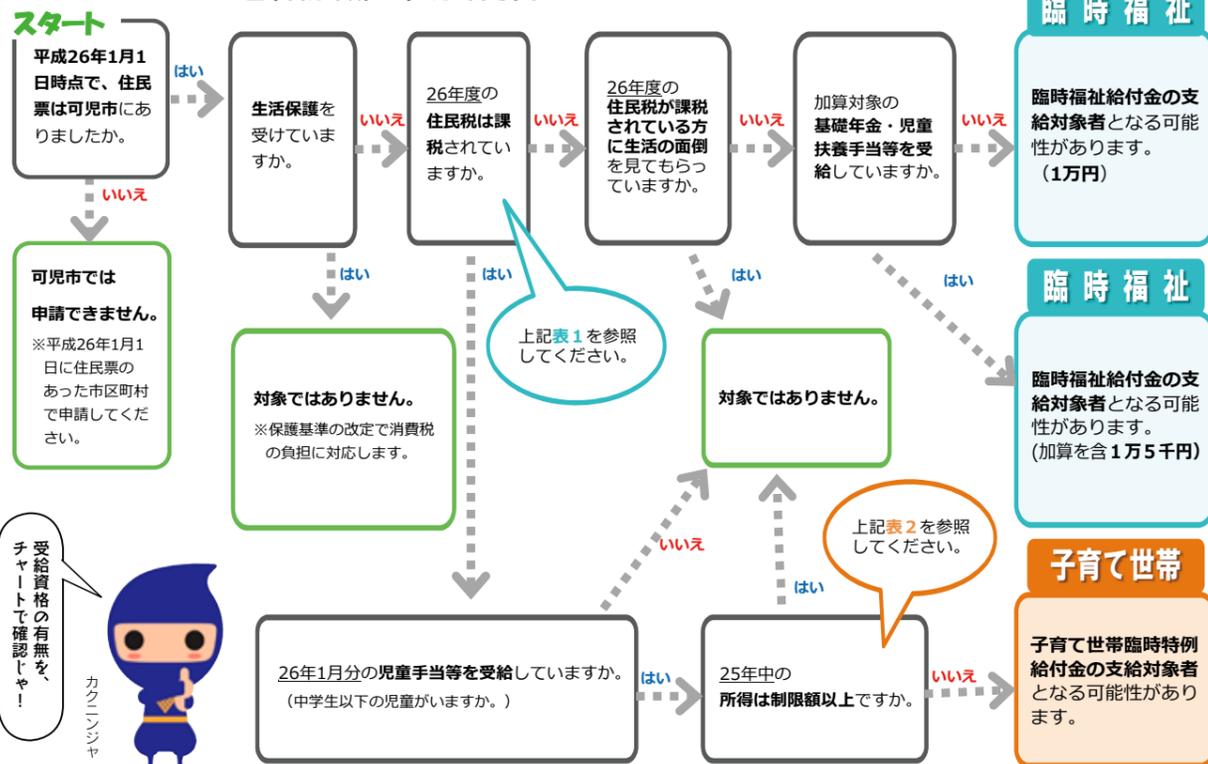
支給額

対象児童1人につき1万円(1回きり)

問合先 対象児童1人につき1万円(1回きり)福祉課
○子育て世帯臨時特例給付金について

対象者診断チャート ※チャートは一般的な場合を想定しています。

※基準日は平成26年1月1日です。



カクニンジャ
支給資格の有無を、チャートで確認して！